

DIO

DATA資料 INFORMATION情報 OPINION意見

第32巻第4号通巻346号

連合総研レポート

2019年4月号

No. 346

CONTENTS

特集

労働運動家とその思想—現代にどう活かすか

日本労働運動史における高野房太郎の足跡と役割

—日本労働組合運動の父—

小松 隆二……………4

友愛会から総同盟へ

—鈴木文治と松岡駒吉の軌跡

間宮 悠紀雄……………8

対立を超える“共助”の理想を追い求めた労働運動家

—賀川豊彦とその生涯

伊丹 謙太郎……………12

寄稿

巻頭言……………2

SDGs

視 点……………3

〈特集解題〉労働運動家たちは現代に何を遺したか

報 告……………16

弱者を生まない社会へ

—ベーシックサービスの実現をめざして—
連帯と共助にもとづく「分かち合い」社会の具体化に関する
研究報告書(概要)

九段南だより……………20

新元号を目前に歩みを進める研究活動

最近の書棚から……………21

本田 一成 著

『三島由紀夫が書かなかった
近江絹糸人権争議』

今月のデータ……………22

中小企業庁「長時間労働に繋がる商慣行に関するWEB調査」

繁忙期や短納期受注対応で
中小企業従業員の残業増加

事務局だより……………24

「混ぜればごみ、分ければ資源」、この言葉は定かではないが、どうも沼津市が最初に使った標語(?)のようである。日本で初めてごみの分別を正式に始めたのは、静岡県沼津市と言われているからだ。行政が回収後に処理をするのではなく、市民が排出段階で「燃えるごみ」「埋め立てごみ」そして「資源ごみ」として3分別する方式は、1975年に始まり、全国で広く導入されて現在に至っている。

環境省の調査によれば、2016年のごみ総排出量は4317万トン(東京ドーム約116杯分)、一日一人当たりのごみ排出量は925グラムである。リサイクル率に注目すると、大崎町が11年連続リサイクル率日本一である。

大崎町は鹿児島県の東南部・大隅半島の東側に位置し、人口約13000人、世帯数約6700世帯の町。昨年12月、政府の第2回ジャパンSDGsアワードで、副本部長(内閣官房長官)賞を受賞した3団体の1つであり、250の応募団体の中で、唯一の自治体としての受賞である。大崎町のリサイクル率は83.4%、ちなみに2番目は徳島県上勝町81%、3番は北海道豊浦町80.7%、そして全国平均は20.3%である。先日、この町の推進者の話を聞く機会があった。大崎町ではこのままゴミが増え続けると、埋め立て処理場の処理能力をこえるため、町の財政と焼却場や新たな埋め立て処理場を新設する費用との関係を住民がとことん議論しあった。その結果、困難な状況を打開するためにゴミを27品目に分別することとして、80%を超えるリサイクル率を継続しているとのことであった。

この焼却に頼らず徹底した分別による低コストのゴミ処理方法は、「大崎システム」と呼ばれ、その技術を世界に輸出し、国際協力も行っている。そして何よりも、住民の参画である。町の財政などの情報を共有し、住民皆で話し合い結論を導き出す、そして住民の積極的参加で活動につなげていく、まさに共に考え共に創る町である。加え

て、ゴミ分別の過程で生じるコミュニケーションを通じて、高齢者や定住外国人との多文化共生コミュニティを形成していることが強く印象に残った。今年(2019年)1月には、SDGs推進宣言を行ったことも報道された。

順序が逆になったかも知れないが、ご存じのようにSDGs(Sustainable Development Goals)は、世界が2016年から2030年までに達成すべき環境や開発に関する国際目標である。日本では「持続可能な開発目標」と訳されている。2015年9月の国連・持続可能な開発サミットで世界193か国が合意し、2015年に達成期限を迎えたミレニアム開発目標(MDGs:Millennium Development Goals)に代わって採択された。「だれひとり取り残さない」(No one will be left behind.)をスローガンに、「貧困の根絶」「働きがい」「気候変動への対策」など17の目標と、各目標を実現するための169のターゲットで構成されている。MDGsが途上国の貧困・飢餓の撲滅や教育の確保に主眼を置いていたのに対し、SDGsはすべての国・地域を対象としている。

今、私たちの暮らす社会は、気候変動や生物多様性の喪失、また経済的・社会的格差などの大きな課題に直面している。SDGsは今後の経済社会のあり方に大きく関連する国際的な取り組みであり、日本でも政府、企業、投資家、地方自治体などあらゆる団体・組織でその真の目的を議論し、実現に向けての行動を起こしていかなければならない。もちろん、私たちも所属している組織や団体はいうに及ばず、一人ひとりも意識を変え行動する必要がある。

国連広報センターは、「持続可能な社会のためにナマケモノにもできるアクション・ガイド」を発行し、「レベル1ソファに寝たまま」「レベル2家にも」「レベル3家の外で」「レベル4職場で」「できること」を具体的に記述している。ナマケモノだと思える人は、是非一読を。もちろん私も一読して行動に結びつけていきたい。

〈特集解題〉

労働運動家たちは現代に何を遺したか

今月号は通常の特集と趣きが少し異なる。今回のテーマは、労働組合期成会や友愛会など日本の労働組合の礎を築いた運動家の思想と運動の軌跡である。ここでは、高野房太郎、鈴木文治、松岡駒吉、賀川豊彦という4人の運動家に焦点をあてている。

そのねらいは、明治・大正・昭和期において労働運動や協同組合運動に多大な影響を及ぼした彼らがどのような思想をもち、どのように組合運動を組織していったのか、そして彼らが現代に遺したものは何だったのかを明らかにすることにある。100年以上も昔ではあるが、労働運動の原点に回帰することは、現代の労働運動を再考する絶好の機会となりうるはずである。

数多い労働運動家のなかで、なぜこの4人をとりあげたのか。その答えはそれぞれの寄稿論文のなかに表示されている。

まず、高野房太郎は、日本で「労働組合」という用語を初めて実践的に使用し、いきなり労働組合を組織するのではなく、その準備団体として職工義友会や労働組合期成会を組織した。それによって、明治期における労働組合の結成は一時的に成功した。結果として、頓挫はしたものの、高野は大正期の労働運動へとつながる種をまく役割を果たした。

大正デモクラシーの時代、鈴木文治は友愛会を創立し、その運動を牽引した。歴史をたどれば、友愛会は日本の労働組合の直系の源流にあたる。その後、友愛会は総同盟へと改称され、鈴木の後を受け継ぎ、総同盟を主導した一人が松岡駒吉である。松岡は、第二次大戦後の労働運動の再建にも尽力した。

賀川豊彦は、松岡とほぼ同時代に活躍した社会運動家である。賀川は、労働運動をはじめ、農民運動、協同組合運動と幅広く大衆を組織するとともに、こうした多様な運動を横につなぐという役割を担った。

これらを見れば、いずれも「日本の労働運動の父」とよばれるにふさわしい運動家であることがわかる。

同時に、彼らの運動の軌跡をたどると、現代の労働運動の課題にもつうずる彼らの共通点を見出すこともできる。キーワードは、「労働者の人権」「連帯」「教育」「共助」である。

当時、労働者は劣悪な労働条件や労働環境のもとで働き、労働組合への一般的な理解も困難な時代である。運動家たちは、労働者の人権、すなわち労働者が人間として尊重される権利を行使するため、連帯、教育、共助のしくみをつくっていったと考えられる。

労働者自らが連帯し、労働組合を結成する。そして、労働者一人ひとりが自立した人間として成長するための労働者教育、労働者同士で助け合う共済という機能を労働組合に持たせていった。あるいは共助のしくみとしての協同組合も結成した。労働者の生活の改善や労働者の成長が社会の改善にもつながり、その先には彼らがめざす社会像があった。

その根底に共通するのは「一人は万人のために、万人は一人のために」という考え方といえるだろう。現代の若者からみれば、これは古くさいとか流行らないとか思われるかもしれない。

しかし、かつての労働運動家たちが取り組んだ課題と現代の労働運動が直面する課題とは、時代や環境は異なるものの、その本質は変わらない。現代の労働運動が重視しなければならないのは、こうした点ではないだろうか。

キーワードに示した「労働者の人権」「連帯」「教育」「共助」を意識しながら、それぞれの寄稿論文を吟味いただきたい。

(連合総研主任研究員 麻生裕子)

日本労働運動史における 高野房太郎の足跡と役割 — 日本労働組合運動の父 —

小松 隆二
(慶應義塾大学名誉教授)

はじめに

高野房太郎は、インテリゲンチヤとして、黎明期日本において労働者たちに労働組合の必要を訴え、その実践にも乗り出した。しかも結果としても、労働組合の結成や定着という成果もあげることができた。

そのように、労働組合を結成する一連の動きに日本において最初に挑戦した人が高野であった。しかも彼は、そのような労働者の組織化の実践・現場において「労働組合」という用語を最初に使用した人でもあった。

それらの点のみを見ても、高野という人は日本労働組合運動の歴史において際だって大きな足跡を標した人であった。

それでいて、その足跡の大きさに比べて、高野は地味で目立たない存在である。過激性や戦闘性とも、また社会主義とも距離を置いていた。とりわけ、近年、労働組合や労働運動に関する研究が流行遅れの領域の仲間入りをしてからは、一層片隅に追いやられ、目立たなくなっている。研究の成果や文献としても、一般の人が利用できるのは、二村一夫氏の労作『労働は神聖なり、結合は勢力なり—高野房太郎とその時代—』（岩波書店）と高野房太郎著（大島清・二村一夫編訳）『明治日本労働通信』（岩波書店）くらいのものであろう。

なお、高野は、インテリゲンチヤとはいえ、アメリカでは厳しい労働・労働者の体験も持っている。またアメリカ労働総同盟との交流・見聞も積んでいる。それだけに、苦難を乗り越えて経営者になった佐久間貞一とも、またアメリカで大学も卒業し、社会主義者にもなる片山潜等とも明らかに異なる位置・役

割、そして姿勢で労働組合運動に関わり、協力した。

その高野は、単に言葉や文章で労働者に団結を呼びかけるだけではなく、また労働者の組織化を外から応援するだけではなく、労働者とつながりを持ち、同じレベルに立って、労働組合とその運動の中に自らも身を投じた。その上で、労働組合の結成や活動、そして展開にまで関わることになった。驚嘆に値する足跡であり、役割であった。

また、高野は、労働者の組織化も運動の恒常化も、また地位の向上も、上から、あるいは外から指導するだけでは、実現は難しいと理解していた。労働者が自ら参加し、活動することなしには安定し、永続化する組織も運動も実現できないと考えた。そのような高野の認識や方法に沿って、計画、実践された結果、資本主義経済がまだ十分に発展していない明治期の難しい時代に、労働組合の生成と定着が短期間であれ、実現されたのである。

それだけに、労働組合とその運動の黎明期に、高野の果たした役割は傑出したものであった。彼が片山潜等をおいて「日本労働（組合）運動の父」と高く評価されるのも、十分に理由のあることであった。

1. 高野房太郎の日本労働組合運動への関わり

(1) 労働組合結成への高野の挑戦

高野は1869（明治2）年、長崎市に生れた。父・仙吉は和服裁縫師であった。東大教授、大原社会問題研究所長、初期労働運動の良き理解者であった岩三郎は弟である。1877年、一家で上京、回漕店兼旅人宿を経営する。た

だ、不幸なことに、父がすぐに他界し、家も火災にあう。

母が旅人宿を引き継ぐが、房太郎は横浜の伯父の下で働きながら、行く末を考える。明治初期の日本における近代化の動きを敏感に受けとめ、興味をひかれる身近なところから挑戦しだす。横濱商業夜学校に学んだのも、その延長であった。

1886年、渡米し、出稼ぎ労働に従事する。いったん帰国、郷里長崎の山を処分して再渡米。アメリカの方が経済的成功・自立の機会が多いと考えたのであるが、労働に従事しつつ、勉学も続けた。同時に労働問題に関心を示しだす。職工義友会の結成も実現する。アメリカ労働総同盟（AFL）会長のS. ゴンパースに接近、師事。その熱心さ、誠実さがかわれ、日本におけるAFLのオルグに任命される。

1895年、アメリカ海軍の食堂勤務の水兵として、帰国。日清戦争直後の日本社会で出直すことになる。その中でいきなり目立つ動きが労働運動との関わりであった。

高野の労働運動への関わりは、たまたま自然発生的な争議に遭遇するなど、偶然や突然のきっかけやたんなる思いつきで始まったわけではなかった。経験や学習や考察の積み重ねによって形成された思想・信条に沿うものであった。労働者の団結を進める手順を踏んで計画的に取り組み、しかも実現に漕ぎ着ける。

まず、種蒔きとして労働者に労働組合の必要を訴える論説「日本における労働問題」(『読売新聞』1891年8月7日)、「労働者諸君に寄す」(片山潜『労働者之友喇叭撒の伝』所収、1897年)等を発表した。ついで1897年に実践の第一歩として職工義友会を再建、ついでそれを足場に労働組合結成を目指す準備団体あるいは連合組織である労働組合期成会を結成する。いきなり労働者の中に飛び込み、オルグ活動や団結に取り組んだわけではなかった。

その職工義友会時代に、労働者に団結の必要を訴える最初のビラ「職工諸君に寄す」をつくる。原稿を自分で書き、社会政策学会で知り合った秀英舎(現・大日本印刷)社長の佐久間貞一にその印刷を依頼する。佐久間はそれを引き受け、自分の会社で印刷をする。その結果、講演会で、また鉄工や印刷工等にこのビラがまかれ、組織が広まる土台づくりがなされる。

そのような構想・計画を手順通りにすすめる、成功させたのは、高野がアメリカでの体験や見聞・学習を基に、時代の動向・空気を

敏感に読み取り、その流れに乗ることができたからであった。日清戦争後、工業化の進展、労働者の急増がみられ、しかも劣悪な労働諸条件の下での就労、暮らしが蔓延しだしていた。時代がまさに労働問題を地表に押し出そうとしていた時である。そのように労働問題・社会問題が拡大する動向を、彼は真正面から受けとめ、対応したのである。

(2) 労働組合という用語を初めて実践に採用した高野の慧眼

ここで特に留意してよいのは、高野が一方でいきなり労働組合ではなく、準備団体として職工義友会、ついで労働組合期成会を組織したこと、他方でその名称に当時比較的多く見られた同業組合や職工組合ではなく、今日まで続く労働組合という用語を使用したことである。

まず労働組合期成会というクッションをおいたことで、高野は組織化に取り組むのに多少なりともゆとりを与えられ、かつ佐久間貞一、鈴木純一郎らインテリゲンチヤの協力も得られることになった。また、労働組合期成会が登場するまでは、労働組合という用語は一般化どころか、まだほとんど知られていなかった。それなのにあえて労働組合の用語を使用したことが後に至って高野の評価をさらに高めることにもなっていく。

労働組合の用語は、1893年に、稲波鈞三郎が「労働政略」(『稲波鈞三郎遺稿』橋本夏男編・発行、1896年)において初めて使用している。それを労働運動の実践において使ったのは、このように高野が最初であった(小松隆二『日本労働組合論事始』論創社、2018年)。その期成会は、名称の通り、労働組合そのものではなく、労働組合の結成を目指したり、連絡役を果たしたりする団体である。そこに、明快に労働組合の用語を使用したのである。

ここにおいて、高野は労働組合の名称を実践的な労働団体に最初に使用した人として忘れられない位置につくことになった。

職工義友会と労働組合期成会の前にも、労働者による組織化や活動の動きはいくつか見られた。しかし、いずれも単発の動きで、計画的に、手順を踏んで恒常化を目指して取り組まれたものではなかった。それだけに、後世に活かされる種や芽となるものではなかった。

かくして、労働組合を理解し、その見通しも目的も明快に描いた上で、組織化に取り組

む源流は、高野、そしてその職工義友会とそれに続く労働組合期成会であったのである。

その際、留意すべきことは、高野はただ闇雲に組織化を進めればよいというのではなく、また急進社会党や共産党方式ではなく、「平和秩序の下に」「徳義的に」取り組むこと（上掲高野房太郎「労働者諸君に寄す」）、さらに組織のみでなく、その維持・展開に不可欠な機能の整備も忘れなかったことである。それは、労働者の団結をただ理念・観念で受けとめたのではなく、実践性と永続性が大切な大衆組織として受けとめた現れでもあった。団体交渉が認められない時代状況だけに、交渉による労働条件の改善が難しいので、機能として共済活動、労働組合の別働隊として協同組合の役割を重視したのも、その現れの一つである。

それらを総合すると、高野は労働組合運動の指導者、オルガナイザー、実践家、とりわけ堅実な労働組合主義者であったことがうかがえよう。

ただ、1900年8月には、それほど情熱と労力と知識を注ぎ込んだ労働組合と協同組合から、あつという間に身を引き、中国大陸に渡ってしまう。生活の不如意、労働組合も協同組合も思ったほど拡大も安定もしない現実、組合費の徴収の難しさ、それだけに労働組合には生活の依存ができない状況、片山ら社会主義的指導者との対立、官憲による弾圧の拡大、あきらめの良さと放浪癖等いろいろ理由が憶測されるが、高野が、労働組合と日本を離れた真の理由は特定できない。しかも、それからほどない1904年3月、青島のドイツ病院において肝臓膿腫で生涯を終える。享年35。惜しまれるほど短命の旅立ちであった。

2. 高野房太郎の労働組合思想

高野は、アメリカでの生活・労働・学びの体験があったからこそ、労働者の団結や労働組合運動に関心をひかれ、心を動かされることになった。

明治10年代の後半から日清戦争にかけて、多くの日本の青年たちがアメリカに渡った。留学ではなく、アメリカに行けば、仕事にありつけ、日本の家族に仕送りもできるといった期待からの出稼ぎであった。つい先頃まで見られたアジア諸国から日本にやってきた出稼ぎ労働者にそっくりであった。

時には出稼ぎ、時には移住に近い渡航で、日本の若者たちは、その先でいろいろの体験を積んだ。出稼ぎのつもりであったが、渡航

先で勉学に打ち込むものも出てくる。もっとも、留岡幸助のように最初から出稼ぎや労働目的では無く、監獄問題や感化問題の学習・研修が目的の例もあった。ただ、いずれも片道切符の貧乏渡航であったので、労働には就かねばならなかった。

高野も出稼ぎ労働者の就労と処遇に甘んじながら、向学心も強く、先や上を見る性格でもあったので、働きつつ、学校にも学び、関心を広げていく。インテリゲンチヤの素養・力量も培っていく。そのうち、労働問題に次第に大きな関心をひかれるようになり、労働者も、国民の一人として社会の重要な構成員であり、政治家、経営者、インテリゲンチヤ等とも対等であると考えた。その地位の向上によって、自らの労働・生活条件の改善のみか、より良い社会づくりにも寄与できるという思いを抱く。

しかるに、当時の日本における労働者の労働条件、生活水準、社会的地位は余りに低く、労働者の置かれた環境・現実は極めて劣悪で厳しかった。それを解決するには、一方で義務教育・普通教育の整備や浸透、加えて法的保護や公的保障などの拡充、他方で労働者自身の団結による下からの恒常的な要求・運動が不可欠であると考えに至る。

ただ、労働者保護の法制、教育制度の整備等は不可欠であるとしても、時間も要するので、彼は、とりわけ労働者自身の団結と運動には並々ならぬ関心を示した。その際、学んだ労働組合と運動がアメリカ労働総同盟であったことから、決して過激な方法、「労働者の偽りの友」（「職工義友会の演説会の成功を伝える」1897年）や戦闘的な社会主義者に頼るのではなく、穏やかな労働組合主義に立った。その上で、単に言葉や文章で訴えるだけではなく、自らも実践にも乗り出すに至る。

ただ運動に際しては、自らの殻に閉じこもらず、可能な限り周囲につながりを求め、運動に活かすこともする。そのつながりの中に佐久間貞一、初期社会主義者たちも入っていた。特に佐久間には最大限の敬意を払うが、それに佐久間も応えてくれる。

もう一つ、高野が戦争否定の認識を抱いていたことも注意に値する（「通信の代金受領と協同組合の計画について」1896年）。それは、佐久間を尊敬し、受け入れたこと等と同様に、労働者の側に立つ視点、労働者にプラスになる視点を大切にしたことの結果でもあった。時代に合わせた本物の労働組合主義者であったことの証左ともいえよう。

3. 労働界における高野房太郎の評価

以上を見れば、高野を「日本労働（組合）運動の父」と呼ぶことには何ら躊躇する必要がないことを教えられるであろう。黎明期日本の労働組合とその運動の最大の貢献者が高野であることは、多くの運動家・研究者が一致して認めるところでもある。

あわせて、佐久間貞一を「日本労働（組合）運動の慈父」と呼ぶことも同様であろう。佐久間こそ、高野が労働運動に取り組むに際し、最も信頼した人であった。目立ちだした警察の干渉も佐久間なら守ってくれると（「わが日本オルグから」1897年）、尊敬の念を隠さなかった。佐久間の逝去に際しては「われわれの敬愛する、そしてもっとも有力な支持者であった佐久間貞一氏が、宿痾の結核の再発により11月6日に死去されました。これはわれわれにとっては大打撃です（英文書簡「日本の工場法案」、1898年、『アメリカン・フェデレイションニスト』第5巻11号、1899年1月）と嘆き悲しんだことも思い出される。また片山潜と西川光次郎が今は古典の位置にある名著『日本の労働運動』（労働新聞社、1901年）において口絵の第一頁に「吾国労働界の先哲」と大きく掲げた肖像こそ、佐久間であったことも想起されるであろう。

このように、黎明期に堅実な労働組合主義を掲げ、かつ義務教育の浸透の必要もくり返し訴えるほど広い視野に立て、さらに労働組合期成会のような組合結成の母体となる準備会・連合体の必要を認識できて、同時にそれを実践・実現できた高野がいたことは、日本の労働運動の出発にとって実に幸運のことであった。

彼の思想・理念、そして指導力・実践力は、日本の黎明期における労働の世界にはかけがえのないものであった。彼は黎明期日本の労働運動の指導者・オルガナイザーの知識と力量、それに情熱を十分に備えていたからである。

それを育てたものは、上述のようにアメリカ合衆国における高野の生活と労働と学びであった。決して楽ではなかったが、アメリカン・ドリーム的一端であれ、見聞した高野には可能性を信ずる向上心・上向志向は消えることがなかった。まず労働や事業に励み、あわせて夢と向学心を持ち続けたので、学校に通うなど学びも続けた。その学びの中にアメリカに堅実に育っていた労働組合運動も入っていた。その学びが、黎明期日本の労働運動に大きく活かされ、寄与するところとなったのである。

結び

高野は、日本における労働運動の黎明期に、まず労働者の団結の必要を訴えるところから始めた。ついでその実践にも関わり、さらに労働組合の結成にも成功した。また労働者を引きつける組合機能も重視し、労働組合をある程度恒常的に維持することにも成果をあげた。

かくして、労働運動の遅れた日本においても、労働組合の結成と活動は、明治期にもいったんは成功する。しかし如何に高野の優れた力量と情熱があったとしても、思ったほど長続きはしなかった。それでも、その後の大正以降の労働運動の再開と本格化を見通すと、高野は新世紀へ転換する直前の日清戦争後の社会に、労働運動を紹介し、実践・実現もはかった。それは、同時にやがて大正期以降になるが、日本に労働組合・労働運動を安定的に根付かせるために種を蒔く役割も演じていたのであった。

明治末の日露戦争前に、いったん労働運動は頓挫したものの、高野らの挑戦・苦闘があつてこそ、大正期に至って鈴木文治らによる労働運動の再開、定着、さらに発展を見ることができた。それには高野の先駆的体験や挑戦、また理念や思想が活かされるからである。その意味で、高野は労働組合運動の黎明期の厳しい時代に労働組合の種を蒔いた人でもあった。僅か35歳という彼の短い生涯を考えると、その短さの何倍何十倍にも値する巨大な足跡・情熱を日本の労働運動に注ぎ、残したといえる。

大正以降に展開されるあらゆる労働運動流派の直接の源流は鈴木文治らの友愛会にあるが、高野と明治期の労働運動はそのまた先の源流に位置する。高野らが種を蒔き、芽を育てた先駆的挑戦・活動の賜物が大正期以降の労働運動の全面的展開であった。今日の労働組合とその運動にしても、高野の足跡と役割を忘れては語るできないであろう。

<参考文献>

- 高野房太郎著 大島清・二村一夫編訳『明治日本労働通信 - 労働組合の誕生 -』岩波書店、1997年。今回の拙論における高野の論説・書簡の引用は全て同書からである。
- 二村一夫『労働は神聖なり、結合は勢力なり - 高野房太郎とその時代 -』岩波書店、2013年
- 小松隆二『日本労働組合論事始』論創社、2018年

友愛会から総同盟へ —鈴木文治と松岡駒吉の軌跡

間宮 悠紀雄

(友愛労働歴史館事務局長)

はじめに

友愛会は1912(大正元)年8月1日、鈴木文治により東京芝のユニテリアン教会・惟一館(現在の友愛会館)で創立された。後に松岡駒吉の主導により総同盟(戦前・戦後)へと発展し、戦後は全労会議、同盟を経て、現在の中央労働団体・連合(日本労働組合総連合会)となった。このため友愛会は日本労働運動の源流とされている。

ところで友愛会について「広辞苑」(岩波書店)は、「1912年鈴木文治らが創立した労働組合。初めは共済・修養機関の色彩が強かったが、全国的組織に発展して、1921年日本労働総同盟と改称」と記し、初期の友愛会を「共済・修養機関」としている。

また、NHK高校講座「日本史」は友愛会について、「労働を国家や文明を支える『神聖』なものとしたうえで、労働者自身の『相愛扶助』『識見の開発、徳性の涵養、技術の進歩』『地位の改善』によって差別と偏見を取り除いていこうとしたのである。それは、工場主や資本家に対して、同じ人間であることを認めてもらいたいという人格承認の願いでもあった」¹と記述し、友愛会を「人格承認要求の団体」とする。なぜ初期の友愛会は「修養機関」とされ、「人格承認要求団体」とされたのか。

本稿は友愛会を創立した鈴木文治や、友愛会を総同盟へと発展させた松岡駒吉の思想と運動について記述するが、最初に二人が所属し、友愛会誕生の地となったユニテリアン

教会の思想と運動(ユニテリアン・ミッション)に言及したい。

ユニテリアン・ミッション

慶応義塾の福沢諭吉や明治政府の金子堅太郎らの招聘により1887(明治20)年、キリスト教プロテスタントの一派、米国ユニテリアン協会のアーサー・メイ・ナップ牧師が来日。1889(明治22)年にはナップ牧師やクレイ・マッコレー牧師らが来日し、東京市麹町区でユニテリアン・ミッションがスタートした。

1894(明治27)年、東京・芝の地にユニテリアン教会・惟一館が建設された。東西宗教文化の融合を願うユニテリアン教会は、仏教徒を教会長に招き、個人の尊重、自由と寛容、進歩と発達への貢献、科学的合理的な思考などを日本社会に広めようとした。

惟一館では1898(明治31)年、ユニテリアンの安部磯雄や村井知至らにより社会主義研究会(後に日本最初の社会主義政党・社会民主党へ発展)が設立された。1912(大正元)年にはユニテリアン教会の鈴木文治により友愛会が創立された。このため惟一館は今日、「日本社会主義運動発祥の地」とされ、また「日本労働運動発祥之地」とされている。

土屋博政氏(慶大名誉教授、牧師)は、二つの論文「社会運動の源流、ユニテリアン—宗派性を超えたキリスト教の影響をたどる—」²、「惟一館なくして友愛会なし—日本ユニテリアン協会と友愛会発足—」³で、ユニテリアンと社会運動、友愛会について論じてい

る。また、田村剛明治学院大学教授らは「友愛会は、キリスト者である鈴木文治が中心となって、ユニテリアン・ミッションの伝道活動の一つとして始められた労働運動団体」⁴と記している。

ユニテリアン・ミッションとはなにか。それはユニテリアン派キリスト教思想の伝道・普及をさしているのか。そうならば一見、キリスト教とは無縁と思われる大衆運動（社会主義運動と労働運動）が、なぜユニテリアン教会から生まれてきたのか。

参考になるのが土屋博政氏のユニテリアンの定義と彼らの行動。土屋氏は「ユニテリアンとは、諸宗教、諸思想は異なって見えても、究極的には一つと見て、自分と他者が掛け替えのない存在と考え、各々を尊重し、自由と寛容を大事にする、これらを信条とする人々」⁵と定義する。

ユニテリアン教会には個人を尊重し、自由を大事にする人々が集まり、教会解散後はそれぞれの立場でユニテリアンとしての信条を広げていった。土屋氏は「彼らは自由のための運動」を選んだと述べ、①政界に入った人々（安部磯雄、内ヶ崎作三郎、小山東助、永井柳太郎、鈴木文治、松岡駒吉、星島二郎、市川房枝）や、②教育や文学、著述に専念した人々（内藤濯、今岡信一良、岡田哲蔵、帆足理一郎、原一郎、工藤直太郎、三並良、会津常治、武田芳三郎、坪田譲治、吉田絃二郎、沖野岩三郎、一条忠衛、加藤一夫、岸本能武太）を紹介⁶している。

特に政界に入った人々について土屋氏は、「彼らはキリスト教界を越えて、政治界で自由の拡張（選挙権拡張、言論・思想の自由など）を求めた」とする。しかし、彼らの思想や立ち位置は、きわめて幅広い。河上丈太郎⁷や大山郁夫⁸までをユニテリアンに含めると、保守から左派までを含み、まとまりがない。

しかし、ユニテリアン・ミッションを土屋博政氏が言う「自由の拡張」、ユニテリアン教会の内ヶ崎作三郎牧師（後に政治家）が言う「社会問題の解決」と理解するならば、彼らのミッションが見えてくる。彼らはそれぞ

れの立場で、それぞれの信じる方法でユニテリアン・ミッション（自由の拡張、社会問題の解決）を実践したのである。

鈴木文治・友愛会とその軌跡

ユニテリアン・ミッションの一つとして友愛会を創立し、「日本労働運動の父」と呼ばれたのが鈴木文治（1885～1946）である。彼は宮城県栗原市生まれ。子供のころ、近くの金成ハリストス正教会で洗礼を受けている。苦学して旧制山口高校を卒業後、郷里の先輩である吉野作造、内ヶ崎作三郎らと同じ東京帝国大学を卒業。大日本印刷や朝日新聞を経て、1911（明治44）年にユニテリアン教会・惟一館の職員になった。翌1912年に友愛会を創立し、友愛会時代を牽引した。1930（昭和5）年に総同盟会長を退いた後も、衆議院議員として、社会運動家として活躍し、1946（昭和21）年に死去。著書に『労働立法論』『労働運動二十年』他がある。

友愛会は大正デモクラシーの嚆矢となり、①穏健な名前と活動、②東京帝大卒の鈴木文治の信用、③ユニテリアン教会の多彩な人脈、などにより人々の支持を得て、組織を拡大していった。また、松岡駒吉や西尾末広など労働者出身の運動家、賀川豊彦らの社会運動家、さらに野坂哲（慶大）や久留弘三（早大）ら学卒者の友愛会入りにより、組織は拡大・充実していった。

友愛会は1917（大正6）年の日本製鋼室蘭製作所の争議で政府と対決し、厳しい弾圧を受けるようになり、多くの脱会者を出した。一方で米騒動、ロシア革命、第一次世界大戦の終結とILO（国際労働機関）の創設などを背景に、日本の労働運動は大きな高まりをみせていた。

1918（大正7）年、友愛会の活動の重点は関西に移り、第六周年大会は大阪で開かれた。1919（大正8）年、友愛会は第七周年大会を機に大日本労働総同盟友愛会と改称し、友愛会時代は終わって近代的労働組合へ進んでいく。1921（大正10）年には日本労働運動史に残る神戸の三菱・川崎争議を闘い、日本労働総同盟と改称する。この頃、総同盟を主導

したのは「自由労働組合」を掲げ、神戸連合会を率いていた賀川豊彦であり、彼が第七周年大会の「宣言」と「主張」を執筆し、組織の近代化・戦闘化をリードした。賀川豊彦は今日、「日本労働運動の母」と呼ばれている。

鈴木文治は友愛会綱領（1912年）を執筆したが、そのポイントは「人格条項」と呼ばれる第2項「我等は公共の理想に従ひ、識見の開発、徳性の涵養、技術の進歩を図らんことを期す」にある。

この人格条項を持つ組合を、「友愛組合」とか「人格向上主義労働組合」と呼ぶ。これは米ロバート・F・ホクシーの「労働組合主義の5つの基本的類型」の一つであり、友愛会は「友愛的・人格向上的組合主義」の労働組合とされる⁹。初期の友愛会が「修養機関」とか「人格承認要求団体」と呼ばれたのは、この人格条項による。それこそが鈴木文治のめざしていた組合であり、友愛会は労働運動におけるユニテリアン・ミッションだったのである。

松岡駒吉・総同盟とその軌跡

鈴木文治の後を受けた松岡駒吉（1888～1958）は、「健全なる労働組合主義」を確立し、「日本労働運動育ての親」と呼ばれた。松岡は鳥取県岩美町生まれで、18歳の時に丹後教会で洗礼を受けている。いくつかの職場を経て1910（明治43）年、室蘭の日本製鋼所に入職。1917（大正6）年に友愛会本部専従となり、1925（大正14）年、総同盟関東労働同盟会会長になり、野田労働争議などを主導している。

戦後、松岡駒吉は労働運動再建の呼びかけ人となり、1946（昭和21）年には総同盟会長、全織同盟会長に就任した。1947年の片山内閣で総同盟は、西尾末廣を官房長官、米窪満亮（海員組合）を初代労働大臣に送り込み、松岡駒吉は衆議院議長に就任している。著書に『野田労働大争議』『労働組合論』があり、彼の思想、運動を説明する言葉として①「産業人論」、②「健全なる労働組合主義」、③「現実主義労働運動」がある。

松岡は「国民生活の向上につながる産業の発達を第一の目標に掲げ、それを実現するた

め的手段として組合の必要性」を主張した。彼は「産業において最も重要な問題は労使関係の合理化」とし、その基本的問題は「労働者の団結権の確認と、これに伴う団体協約権の確立」にあるとした¹⁰。

ここで団体協約とは「資本家が労働組合を公認し、労働条件協定の相手方として其の団体交渉を認め、それに依って成立する協約を以て個人契約に代えること」であり、その意義は①資本家の絶対専制の打破、②合理的産業平和の構築にあった¹¹。

松岡は団体協約の円滑な運営のためには、①団体協約を否認する左翼組合の排除、②資本家から独立した組合の存在、が不可欠とした。彼は「団体協約の円滑なる進行には、労使ともに権利と義務を果たす必要がある。然るに左翼組合の侵入、その無責任な扇動、妨害は、団体協約そのものを半身不随とする」とした。

また、「資本家の意思に左右される御用組合では、組合に対する組合員の関心と興味は失われ、あらゆる自主的訓練の動力たる組合員の情熱も努力も呼びおこすことは困難である」とし、「御用組合では『産業人としての労働者』の訓練は不可能であり、結局、国民生活の向上につながる産業の発展を期すことはできない」としていた。

松岡は労働組合の堅実なる発達が行われるならば、①産業内に民主主義が確立される、②産業内における労使の関係に進歩と新秩序が建設される、③労働者の産業人としての自主的訓練が行われる、と考えていた。しかし、当時の労働者は近代的産業人としての訓練が乏しいため彼は「共同精神、独立、社会的責任、常識を有する労働者」を、「産業人に訓練する場が労働組合」とした。これが松岡の「産業人論」である。

「産業人論」を掲げた松岡の前に立ちはだかったのが左派勢力、階級的労働組合主義の労働組合であった。労働組合主義を掲げ、労働組合の自主性を守ろうとする松岡にとって、「労働組合は革命のための学校」と嘯き、労働組合主義を“経済主義”と批判して、革命や政治目的のために組合を利用しようとす

る左派グループは、最大の敵であった。外部の政党の支配・介入を排し、労働組合主義を守ろうとした松岡は1925（大正14）年に評議会系左派組合を除名（総同盟第一次分裂）した。

一方、彼は企業の中に閉じこもり、経営者・資本家の意思に左右される企業内組合を「企業縦割御用組合」と批判していた¹²。松岡にとって外部の政党支配を受け自主性を失った労働組合も、自らの労働条件に汲汲とする企業内組合も“不健全”な“御用組合”であった。松岡はこれらの組合を否定し、自らの労働組合は“健全”な労働組合主義を実践している、としたのである。

「産業人論」と「健全なる労働組合主義」を確立した松岡駒吉は、「現実主義労働運動」を実践していく。それは「一筋に現実の労働者の利益を守る運動」であり、具体的には①団体協約締結運動の実践、②労働運動の拠点作り、③労働者教育の実践、④共済事業への取り組み、などであった。

松岡は1930（昭和5）年に安部磯雄・賀川豊彦・新渡戸稲造・吉野作造らの支援を得て旧ユニテリアン教会・惟一館を買収し、日本労働会館を建設。彼はここを拠点に全国12の分館を運営し、労働学校の展開や共済事業への取り組みを行った。それは労働会館運営の他、アパート青雲荘・友愛病院の運営、宿泊所（大井町）や食堂（神楽坂）の経営であり、また罷業相互金庫や保険事業への取り組みであった¹³。こうして松岡駒吉と総同盟は、「現実主義労働運動」を実践したのである。

おわりに

戦前の友愛会・総同盟は、①鈴木文治が主導していた1912年から1918年頃までの友愛会（人格向上主義労働組合）の時代、②賀川豊彦が主導した1918年から1921年頃までの総同盟化の時代、③総同盟が左派勢力に翻弄された1921年～1925年頃までの混乱する総同盟の時代、④そして松岡駒吉が主導した1925年～1940年までの健全なる労働組合主義の総同盟の時代、に分けることができよう。

鈴木文治はユニテリアン・ミッションの一

つである友愛会で、キリスト教的「隣人愛」を実践しようとした。しかし、それは理想主義的・人格向上主義的であり、「修養機関」と揶揄される一面を持っていた。賀川豊彦は友愛会を近代化し、総同盟へと発展させた。松岡駒吉は賀川豊彦が去った後の総同盟から共産系組合を排除し、「健全なる労働組合主義」を確立して現実の労働者の利益を守り抜き、組織を発展させた。

友愛会の近代化、現実化による総同盟への発展は、反面で鈴木文治と初期友愛会が持っていた理想主義、人格向上主義の性格を弱めるものであった。現代の労働運動に求められるのは初期友愛会が持っていた思想、理念、即ち鈴木文治が示唆していた「友愛組合（人格向上主義労働組合）」に目を向けることではないだろうか。

友愛会創立から100年後の2012年、UAゼンセン（前身は全織同盟、初代会長は松岡駒吉）が結成されたが、その綱領は「私たちは、労働を通じて、技術を磨き、品性を高め、識見を啓発することによって、人格の向上と完成を図ります」と記している。日本で最新・最大の産業別組織は、松岡駒吉の現実主義労働運動を実践しながらも、鈴木文治の理想主義、人格向上主義の理念を今もしっかりと踏まえているのである。

1 NHK高校講座「日本史」80頁 2006年

2 土屋博政・政策研究フォーラム『改革者』2009年5月号

3 土屋博政・政策研究フォーラム『改革者』2012年8月号

4 田村剛・RALF Silke 明治学院大学研究所年報「友愛会労働運動の軌跡」1995年

5 土屋博政・友愛会創立記念講演「ユニテリアン主義と友愛会の精神」2008年

6 土屋博政・友愛労働歴史館講演「解散後のユニテリアンたち」2012年

7 友愛労働歴史館企画展「内ヶ崎作三郎－教育者・牧師・政治家の生涯－」2017年

8 市川房枝著『市川房枝自伝・戦前編』41頁 1974年

9 小川登著『労働組合の思想』46頁 1981年

10 松岡駒吉著・総同盟機関誌『労働』8月号「産業合理化と労働組合」1928年

11 松岡駒吉著『労働組合論』（クララ社）32頁以下 1929年

12 松岡駒吉著『労働組合論』（クララ社）41頁 1929年

13 財団法人日本労働会館発行『財団法人日本労働会館60年史』1991年

対立を超える“共助”の理想を 追い求めた労働運動家 — 賀川豊彦とその生涯

伊丹 謙太郎

(千葉大学大学院人文科学研究院／人文公共学府特任助教)

賀川豊彦という難しい存在

本稿で焦点が当てられる賀川豊彦はきわめて扱いに難しい存在だと言われている。もちろん、労働運動の指導者のひとりでもあったが、農民運動、協同組合運動、平和運動、普通選挙運動などあらゆる運動にその足跡をたどることができる。であれば、「社会運動家賀川豊彦」という表現でいいではないかということになるが、実はキリスト教会の牧師としての活動、また有名な神戸新川のスラム街での10年にわたる生活、関東大震災をはじめとする全国の震災救援のリーダー、日本におけるボランティア活動を組織化した草分け、さらに大正期最大のベストセラー作家、小説家、詩人…と活動の多面性が際立っており、彼のことを活動分野や専門性をもって捉えようとする企てはことごとく失敗を宿命づけられている。

本特集で挙げられた他の3名と大きく異なる点は、賀川を「労働運動家」として語ろうとしたとたん、彼の実像がスルリとこぼれ落ちてしまうことであろう。しかし、他方では、労働運動家賀川という姿をなくしては賀川を語れないという二重の難しさもあるのだ。2018年末にNHKの知恵泉という教育番組で賀川豊彦が「人助けのエキスパート」として採り上げられた。きわめて曖昧な表現だと感じる方もいるかもしれない。しかし、もし賀川の肩書を1つだけ挙げよと言われれば—最後に改めて議論するが—「人助けのエキスパート」という言葉は、相応に彼の本質を捉えているのかもしれない。

さて、前置きが長くなったが本稿に与えられた課題は、1) 多様な領域の運動に広く参加したきっかけや、その活動が社会に及ぼし

た影響などを通じて、賀川豊彦という人間の特徴・魅力のいくつかを提示すること、そして、2) 協同組合との関係で労働運動に対して賀川がもっていた思想から現代に生きる私たちは何を学ぶことができるのかを考えてみる、という2点である。以下では、この両者を織り交ぜながら賀川豊彦の思想を振り返っていく。

労働運動指導者としての賀川評価

賀川がその活動をスタートさせたのは1909年(当時21歳)、まだ神学生であった頃の神戸のスラム街での活動である。当時、近代化と経済恐慌の下で急速に拡大していた港町神戸のスラム街は衛生環境も悪く、極貧の生活を続ける細民であふれていた。その場しのぎのように毎日の働き場を探す不安定就労者を中心に、スリやユスリなどの犯罪行為に手を染める者もたくさんいたが、住民は、以前の居場所を奪われこの地に流れてこざるをえなかった者たちであり、皆が共通して、故郷や職場からつまはじきにされるという経験もっていた。賀川の原点には、苦しみを抱える彼らに寄り添い、困ったことがあれば彼らのために知恵をしぼり、汗を流すという今でいう生活困窮者支援としての活動があった。こうした賀川の実践には、行政的な一律の援助ではなく、当事者の苦しみを共有しながら一緒に悩み、問題解決へと導いていく「伴走型支援」と言われるものの原型を見出すことができるだろう。

スラムでの実践を原点にもつ賀川が労働運動へ強く関わるようになるのは、3年弱のアメリカ留学より帰国した翌年の1918年である。賀川がアメリカで見聞したストライキや

デモで掲げられた労働者たちの言葉は、1919年の国際労働機関（ILO）発足前夜のものであったこともあり、帰国後の賀川が労働者を前にして語る海外の労働組合運動の話は、ILOの精神と重なる最新の思想・理念として国内でも広く受容されることになる（本年はILO百年を記念する年でもあるが、彼を最も初期の日本におけるILOエヴァンジェリスト[伝道者]と呼んでもいいだろう）。

賀川の運動論の特徴は「非暴力漸進主義」と言われている。この立場は、国内の労働運動が発展し力を得るに従って、生ぬるいものと批判されることになった。その大きなきっかけのひとつが、彼が主導者のひとりとなった戦前最大規模の労働争議である川崎・三菱造船争議（1921年）である。友愛会本部が神戸に移されるほど全国の労働者を糾合することとなったこの争議は、結果的に大量の逮捕者を出し、敗北に終わる。しかし、組合側より「惨敗宣言」が出されはしたが、全国から駆けつける労働者たちの団結力、延々と8kmにおよぶ3万7千人のデモ隊列を目にした人びと（労働者はもちろん、それ以外の市民も含め）は、この争議に強い印象を受ける。賀川がニューヨークのデモ行進を見て、社会を変革する団結力に奮い立ったように、多くの国民が組織化された運動の力に一目置くようになった。賀川はそう望まなかったにせよ、敗北の原因を非暴力主義に見る者は、労働者が一丸となったこの神戸の力を暴力行使と結びつけるなら更に絶大な力となると考えたのだ。いずれにしても、労働者の存在が大きく、その声が広く社会に響くものだという確信をわが国に示し、次の時代の労働運動へと道を拓いたのは賀川そのひとであったのだ。

「対立」を超えた連帯の思想と労働者

では、賀川は「労働者の団結」という大きな力の先に何を求めていたのだろうか？ 同時代背景をみると、1919年に発足した協同会が政府や資本側からの融和イデオログとして勢力を拡大するとともに、主流の労働運動は暴力や直接行動による「階級闘争」へと大きく舵を切ることになる。賀川が目指していたものは、この両極のなかで顧みられなくなる「ひとりひとりの労働者が主体となって“新しい社会”を切り拓く労働運動」であった。当時、多くの労働組合が、資本に搾取されることのない「労働（自己）全酬権」、すなわち「各々の労働者が自らの労働の果実のすべ

てを手中に収めること」を求めていた。しかし、賀川はこれに対し、「社会全酬権」こそ、われわれの労働運動の進むべき道であると唱えている（『主観経済の原理』、1920年、全集⑨310頁）。賀川による「労働は商品ではない」という主張は、労働は、賃金を対価に売り買いされるようなものではなく、新しい価値を世に産み落とす社会的営為であるという考えに立脚している。労働者は自らの汗を流し社会（人びとの生活）の基盤を作ろうとする存在であり、だからこそ尊いのだ。賀川は社会全酬論は、労働の果実について、そもそも「誰かのものである」という思考を離れ、地域社会全体に帰属すべきだと強く主張する。この概念を含め、彼が自身の立場とする「社会化主義」は、「これは誰のものか（所有）、どれだけ自分たちのものか（分配）」という固定観念を越えられないこれまでの経済思想を「分配／所有主義の限界」と批判しながら、個人個人の道徳意識の進化を通して新しい社会の創造を導く「創造主義」を称揚するものであった。資本と労働との対立をはじめとしたあらゆる「対立」は、対立であるがゆえの限界を持っていると賀川は語る。では、対立を超えた世界はどのようなものであろうか。

労働者一人が善ければ、善いのではない。社会全体が善くなければならぬ。・・・社会は凡てのものが連帯責任で行かねばならぬ。全人類の解放は愛と犠牲と協同の精神を外にしてやって行かれるものではない（『労働者崇拜論』、全集⑩-18頁）。

キリスト教の牧師でもあった賀川の労働組合論には、「汝の敵を愛せよ」というイエスの言葉が強く反映されている。日々生産に従事する労働者であるからこそ、真っ先に自らの社会的役割に目覚めることができる。そして、彼らが広い社会的視座を獲得したならば、対立・闘争ありきでも、階級利益でもなく、人類としての共通利益のために尽力するであろう。賀川は、大工イエスの姿を労働者に重ねながら、人類の本質である支え合い・相互扶助に立脚した道徳的世界を希求したのだ。現代においても難題のひとつである、個の自由と人びとの間の平等が両立する理想社会は、お互いを補い合う、共助の精神に立脚する民主的に組織された社会をおいてない、そう賀川は考えた。

人は掠め取ることと征服することに慣れてしまつて、人と共に分かち、人と共に楽しむことを全く忘れてしまった（『自由組合論』,1921年,全集⑩-8頁）。

賀川の労働者に対する期待は、『労働者崇拜論』（1918年）をはじめとした著述において遺憾なく発揮されている。労働者たちの団結の先に権力を打倒する力を見るのではなく、労働者の意識変革をきっかけに、資本家はもとより、農民（小作人）や女性、子ども（さらには賀川がスラム街でその前半生を捧げた細民たち）といった存在をも包摂する新しい社会連帯意識が芽生える。「助け合い/共助の精神」を通して労働の果実を地域の皆で分かち合う世界が新生するのだと賀川は考えていた。

「人間としてお互いを理解し合い、連帯を築くこと」の先に新しい社会の到来を待望する賀川の姿勢は同時代においては「あまりに理想主義的」だと批判もされたが、グローバル化の下で進行する相互無理解による対立激化や紛争の勃発という現在の不安定な時代状況に鑑みると、改めて彼の姿勢こそが時代を越えて通用する普遍的な私たちのスタート地点だったのではないだろうか。

労働運動と政治運動—運動をつなぐ運動論

我等は先ず世界的の大労働組合を作ることだ。そして労働組合が成長すると共に凡ての社会組織を変革して行こう・・・私は成長の法則はただ労働組合にのみ働くと思つている。それで一にも労働組合、二にも労働組合、そして労働組合によって今日の議会を生産者議会に造り換えさえすれば善いとする。（『自由組合論』,全集⑩-7頁）

賀川が主張する議会主義（生産者議会と消費者議会によって構成される）は、労働運動と普選運動を繋ぐ役割を果たし、普選運動へと乗り入れる労働者をたくさん生むことになった。関東の労働組合運動では、工場における直接行動派の影響が強く一部のインテリの運動に過ぎなかった普選運動を労働運動につなげ、万人の選挙権を求める国民的運動へと盛り上げたのは関西普選運動であり、その中心には賀川豊彦がいた。賀川を大正デモクラシーのチャンピオンだという歴史家もいるが、その理由は、後述する農民組合運動や平和運動など、この時期に芽生えたあらゆる運

動の先頭に立っていたとともに、それらの多様な運動を横につなぐ役割を彼が担っていたからである（この役割は戦後、社会党結成の三長老としての活躍まで続いている）。

これまで見てきたように、賀川の描く新しい社会は極めて理想的・道徳的な社会であり、労働者を先駆けとする人びとの人格の進化こそがその豊穡な社会を築くとされる。賀川の「漸進主義的理想主義」とも言えるこの運動思想は、彼の議会主義にも色濃く反映されている。一般に、高い理想は過激な運動論をもち現実という足場を失って孤立する。他方で、「大衆の中にあること」を希求する者は現実という状況に溺れ理想を維持できなくなる。松尾匡は、理想と現実というふたつの道の分裂と相克を軸に日本の社会運動・労働運動の歴史を紐解いているが、賀川はこの理想と現実という両者を統合する企てに自覚的に挑戦したのである。思想だけを見れば、吉野作造をはじめとするオールド・リベラリストたちにも同じ特徴を見出すことができるが、現実の運動・事業の組織化においてもこの姿勢を貫き通した賀川は、同時代におけるきわめて例外的な存在であった。平たく、小異を捨てて大同団結を志向する運動論だと言えなくもないが、それとの明白な違いは、賀川の活動は、多様な目的をもつ、多様な運動の間に共通の目的という種を撒く（＝橋を架ける）方法を採用していたということであろう。方針の違いをめぐって分裂・対立する個別の運動を横目に、一段高いところで、労働者の運動と農民の運動、平和運動、女性運動・・・といったそもそも目的を異にする運動をつなぐことを通して、大きな運動体を組織する余人には代え難い才能が賀川を時代の寵児にしたとも言える。そして、「運動を横につなぐ」という賀川的能力は、漸進主義的理想主義という姿勢と不即不離のものであった。

我等の自由は互助によって醜酔する。闘争は自由の半分しか持たない。我等は互助の保証する全部の自由を要求する・・・（『自由組合論』,全集⑩-3頁）

賀川は、人びとの共助が組織化されたものとして自由組合の意義を語り、組合こそ自由社会の本源をなすものであると述べる。賀川にとっての基礎的社会単位は、自治体や集落ではなく、目的を共有した者たちが自発的に

集う自由組合だった。だからこそ、政府が上から強制して作ろうとするような組合、暴力を媒介として維持されるような組合はどこか無理をしており、持続可能ではないのだ。そして引用部が示すように、賀川は、互助・共助の組織化こそが個の／社会の自由を形成する基盤として唯一無二のものだと考えていたのだ。

ふたつの組合運動—労働組合と協同組合

1921年の川崎三菱争議の敗北後、賀川は労働運動の前線に立って指揮を振るうことはなかった。これをもって労働運動から身を引いたと語られることもある。しかし、彼の動きを仔細に眺めると、むしろ、この時期の闘いは、賀川にとって助走段階に過ぎなかった。同年秋には杉山元治郎等と日本農民組合を結成、各地で活動していた小作人たちが全国組織として連帯できる場を作ることになった。翌年には大阪労働学校を開設する。労働運動から離れたという一般の理解とは違い、賀川なりの川崎三菱争議の総括は、「教育」からの再出発（人間建築を通じた社会建築）であった。労働者は同時に生活者でもあるという「生の多面性」の自覚は、他者との間での相互理解を育む。争議前に着手された消費組合も、関東大震災の救援のために活動拠点を移した東京でさらに展開を広げ、消費組合協会や学生消費組合などを次々に創設していく。その後、信用組合や共済組合、医療利用組合など、多岐にわたる協同組合を立ち上げた賀川の発想の源は、労働運動で見出した「互助（共助）を組織化する自由組合」を生活のあらゆる側面において実現しようという挑戦だったのだと言える。

太平洋戦争が終決した焦土の中で、賀川は日本協同組合同盟を創設する（1945年）。現在の農協や購買生協など、オール協同組合（旧産業組合）が結集した同盟は、まさにあらゆる共助組織の連帯によって日本を再建しようというものであった。この企ては、監督官庁を異にする個別協同組合法制が成立したことで（1947年農協法、48年生協法が成立）、数年で挫折してしまう。

しかし、この共助の精神をつなぐという賀川の想いは、別の形で新たに芽吹くことになった。1949年8月に日本協同組合同盟も参加団体のひとつとなって発足した中央物対協（労務者用物資対策中央連絡協議会）、後の労福協である。労働者福祉運動は、労働金

庫や全労済など協同組織を全国的に展開し、戦後の賀川もまたこの運動の発展に尽力した。賀川は、協議会発足10年を迎え創刊された機関紙に、日本の労働運動がようやく福祉活動と本格的に交差したことを慶ぶメッセージを寄せている。

労働者自身の、あたたかい血のかよった福祉事業—それは労福協に結集する労働組合、生活協同組合、労働金庫の協同の場以外からは決して生まれない（「ひたすらに労働福祉の道」『労働者と福祉』1960年1月1日号）

“労働者がその先駆けとなって”組織化された共助の精神が社会を変革するという若き日の賀川の期待は、戦後のこの運動にまっすぐに引き継がれている。今日でも、全国のフードバンクや奨学金問題に対する労福協の取組は、賀川が生きていたら真っ先にはじめたものであろう。そして、「持続可能で包摂的な社会」、共助・連帯による共生社会を掲げようとしている連合ビジョンもまた、賀川が百年前に構想していたものを受け継いでいる。21世紀のこれからの社会を本気で考えようとするならば、遠回りに見えるかもしれないが、賀川豊彦の実践や思想に戻って考えてみることは、たくさんのヒントを与えてくれるはずだ。最初に触れた「人助けのエキスパート」であるとともに、賀川は「人を、運動をつなぐエキスパート」であった。そして、「だれひとり取り残さない」（スラムにおける活動開始以来の賀川の実践と共鳴する）をスローガンに、組織の垣根を超えたあらゆる主体間のパートナーシップを通じた社会問題の解決を志向するSDGsをはじめとして、賀川の場合は、現代の社会運動に関わる人びともつながっている。

【参考文献】

賀川豊彦『賀川豊彦全集』キリスト新聞社、1962-64年。

松尾匡『新しい左翼入門—相克の運動史は超えられるか』講談社現代新書、2012年。

労働者福祉中央協議会『労働者福祉運動の「これまで」と「これから」』中央労福協、2016年。

伊丹謙太郎「協同組合運動を軸とした賀川豊彦の思想と実践：素描」『生活協同組合研究』、生協総合研究所、2018年10月。

「協同組合の先駆者・賀川豊彦—その活動の軌跡と未来への遺言」『共済と保険』日本共済協会、2018年4月～10月号連載。

弱者を生まない社会へ ーベーシックサービスの実現をめざしてー

連帯と共助にもとづく「分かち合い」社会の具体化に関する研究報告書（概要）

連合総研30周年記念事業における「連帯・共助のための社会再編に関する研究委員会」報告書（「分かち合い」社会の構想）は、「協力原理」に基づく政治システムと社会システムの再編・強化によって、「市場拡大ー社会抑制」から「市場抑制ー社会拡大」戦略へ、欲望の「奪い合い」から幸福の「分かち合い」への転換をはかり、社会的分断と対立を解消する社会ビジョンを提起した。そこでは、中間層を含め全ての人々が必要なサービスの受益者となり、同時に負担者となる普遍主義に基づく社会給

付と財政システムの重要性を強調している。

「連帯と共助にもとづく『分かち合い』社会の具体化に関する研究委員会」では、「『分かち合い』社会の構想」で提起された社会保障ビジョンを実現するため、普遍主義による社会給付（現物給付・サービス）の具体化として、社会的投資戦略としての教育（幼児教育を含む）、さらに住宅政策、社会保障（医療・介護）などの給付のあり方、及び地方自治体の役割等について検討を行い、本報告書にその考え方を取りまとめた。（文責 連合総研）

序章

過去に学び、未来を見とおすための財政改革

井手英策

日本は貧しくなりつつある。可処分所得がピークだったのは、いまから21年前の1997年のことだった。そこから断続的に世帯収入は減少を続け、所得水準は平均で2割近く低下した。勤労者世帯に限定しても所得は13%低下した。また世界経済における地位も劇的に低下した。かつてはOECDのなかで2位を記録した一人当たりGDPは、現在では18位にまで低下している。

日本の社会保障は高齢者に集中しており、現役世代への支出が非常に貧弱だ。現役世代は、自助努力と自己責任を前提とする日本社会で病気や老後のそなえ、住宅の取得、学校や塾などの子どもの教育、子育てにかかる費用などを、「勤労」と「節約」によって生みだされる「貯蓄」でまかなってきた。経済成長が実現できた時代にはそれも可能だったが、90年代以降経済成長は期待できなくなり、雇用の非正規化などに伴う所得の減少で不可能になった。企業も労働分配率を引き下げ、内部留保を増していかなければ、設備投資や運転資金の確保ができなくなるほど、経済基盤は弱体化している。再び経済成長が実現される見とおしはなく、自己責任社会はその前提が崩れている。

近代になり「くらしの場」と「はたらく場」がわかれ、

社会的ニーズや個人的ニーズは相互扶助ではなく貨幣を通じて市場で提供される「経済の時代」を迎えた。その結果自己責任の領域が増え生存や生活が不安定化したため、「保障しあう場」として「財政」が作り出された。この「財政システム」は経済成長に依存しているため、経済成長が見込めなくなった現在、新たな不安解消手段が求められる。それは「共同需要・共同充足」の財政の原理に立ち返ることだ。現在の受益者と負担者を分ける救済型の政策はこの「共同需要・共同充足」の基本原則から大きく外れているうえ、弱者に対する不寛容を生む。必要なものは「弱者を助ける」のではなく「弱者を生まない」政策だ。具体的には子育て、教育、医療、介護、住宅など誰もが必要とする「ベーシック・サービス」について、できる限り少ない自己負担で充足できるようにすることだ。対人社会サービスの普遍主義化である。これによりすべての人が受益者となれば、高・中所得層が低所得層を攻撃する理由は失われ、低所得層は尊厳を持って生きることが可能になる。

学校給食費の無償化とインクルーシブな学びの場の構築

馬 咲子

義務教育では授業料と教科書教育は無償だが、給食費をはじめそれ以外には費用がかかる。それについて経済

的理由により就学困難な者に対して国や自治体が援助し機会均等を保障するための規定が、教育基本法第4条及び学校教育法第19条にある。またそれにもとづく就学奨励法をはじめ学校保健安全法、学校給食法などで、市町村が行う必要な経費の一部を国が補助することが規定されている。この就学援助を受ける小中学生の人数、割合が増えている。1995年度の約77万人から2011年度には約161万人に増え、2015年度には約149万人となっている。

就学援助と生活保護の関係では、「他法優先の原則」の例外となっていて、生活保護の基準に合う小中学生には、厚生労働省が所管し自治体の福祉部局が担当する生活保護費から学用品費、通学費、学校給食費などが支給される（要保護者）。その生活保護基準よりも、やや所得の高い世帯には文部科学省が所管して市町村の教育委員会が担当する就学援助費として学用品、通学費、学校給食費等が支給される（準用保護者）。教育の機会均等に関する国の責任、子どもの貧困対策に関する国の責任ならびに財源保障の観点からは、就学援助を国の制度として位置づけ直し、生活保護の他法優先の一般原則にならない、まずは就学援助を教育扶助に優先させることを検討すべきである。

就学援助の課題として、自治体間格差が大きいことと、支援を必要としている子育て家庭が「制度を知らなくて、申請できない」という制度周知の壁がある。就学援助制度が各市町村独自の制度で行われ、国による補助金も廃止され一般財源化されたために、現状では子どもの貧困を防ぐ機能を十分に果たしていると言い難く、就学援助制度の限界である。

学校給食は大規模災害をきっかけに無償化する自治体が増えている。子ども、保護者、学校・教職員、自治体にとってのメリットも大きく、経済的な基準を設けるのではなく普遍化し現物給付とすることは、就学援助に関わる経費全般の無償化の突破口としてもその意義は大きい。

日本型ハウジングレジームの転換

祐成保志

住宅は、誰もが必要とする日常生活の基本的な条件である。住宅へのニーズが充足されない状況は、深刻な社会問題とみなされて当然であり、住宅政策は社会政策の中心に置かれてもよいはずだが、実際にはそうっていない。これは、住宅問題が代替可能性（境界のあいまいさ）、遅効性（時間的な見通しの悪さ）、潜在性（空間的な見通しの悪さ）という特徴をもつことに由来すると考えられる。医療や教育に比べ、建築物や住むという行為の偏在性、無限定性を乗り越え、社会政策としての住宅政策を立ち上げる必要がある。

住宅政策には財政・金融政策、公共事業、法規制などさまざまな政策・施策がかかわる領域横断的の性質がある。住宅政策が社会保障制度の周縁部分を規定するものであるため、福祉国家の再構築の鍵となるのではないか。

ハウジングは住宅という建築物の供給にとどまらず、「サービス」の供給でもある。日本の住宅政策にこれが持ち込まれたのは、2006年に制定され2017年に大幅に改正された「住生活基本法」である。そこでは「居宅支援」という概念の浸透が見られる。

「住生活基本法」とそれに基づく「住宅セーフティネット法」における「居宅支援」の方向性は、民間賃貸住宅に公営住宅を補完させようというもの。当初は建設費補助や居住者に対する家賃補助ではなく、公営住宅と同レベルの給付には至らなかったが、2017年の改正で、家主に対する補助・監督・指導、家賃補助、居住支援を行う法人の指定制度などが設けられた。また住宅政策と福祉政策の境界領域が前景化したことを示すものとして、高齢者支援、ホームレス支援、被災者支援などの文脈で、それぞれ居宅支援策が試みられている。

住宅政策を普遍的な居住の権利を保障する社会政策として構築しなおすためには、居住の保障は他の政策の手段ではなく、政策の目的として正当化・体系化されるべき。賃貸住宅の居住者に対しては、家賃補助と居住支援により市場に参加する権利を保障すること。また貸し手

に対しては、建設改修費の補助、低利融資、保険、相談・技術提供などが考えられる。

住宅問題の解決を私的な能力に多く依存する住宅政策は、表面化する矛盾とともに転換を求められている。

社会保障と教育における自己負担改革「必要原則にもとづく総合合算制度」案の検討

安藤道人

社会保障と教育の自己負担については、医療、高齢者介護、障害者福祉、難病、子育て支援・就学前教育、義務教育など、それぞれの分野で戦前から戦後にかけて「公費化」つまり「自己負担の軽減」が段階的に実現してきた。公的供給の意義が認められているのであれば無償化がなされてもいいはずだが、そうはなっていない。これは財政的制約、過剰なサービス利用の防止などがその理由だ。医療の例では、日本はフリーアクセス制であるためゲートキーパー機能が低く、そのため「金銭的ゲートキーパー機能」が期待されている。ただし「金銭的ゲートキーパー機能」は個人の所得やニーズによって影響が異なるため、これを反映し、現在の日本の社会保障・教育の自己負担率・上限は、制度・所得・年齢・属性（疾患名や障害名）などによって細分化・複雑化した側面がある。

必要原則に基づく給付を体現するのであれば、所得や年齢などの属性に関係なく、日常生活や社会生活を金銭的に制約しない無料あるいは低水準の自己負担で社会保障サービスを受けられることが望ましい。一方で、現在の制度状況や「モラルハザード」の存在を考慮すると、自己負担をゼロにすることや国として自己負担を分野横断的に一律に低くすることは当面は困難である。

そこで、社会保障と教育の自己負担額の合算値が一定の上限を超えた世帯に対して、それ以上の自己負担を免除する「総合合算制度」を提案する。それも、低所得世帯対策ではなく、どの所得水準の人々でも一定額以下の自己負担で社会保障・教育が受けられるべきという「必要原則に基づく社会保障・教育制度」という理念に基づく自己負担上限設定である。制度横断的に社会保障・教育サービスの自己負担上限額を設定して私的負担を抑えることは、各世帯の社会保障・教育サービス利用や家計全体の見通しのよさを改善することに繋がらう。

合算対象の領域については、医療・介護・障害・子育てなどの社会保障の現物給付を対象領域とすることが考えられる。検討の際には「どのような社会保障・教育サービスに対して必要原則が適用されるべきか」という議論の中で決定されるべきだ。自己負担上限額設定については、現行制度における上限額や合算期間が一つのベンチマークになると考えられる。現行制度からの変化をできるだけ小さくする場合や財源制約が厳しい場合には、現行の所得段階別の上限額設定を維持しつつ、その傾斜をなだらかにすることも考えられる。「モラルハザード」に対しては、価格コントロール以外のアクセスコントロールは可能であり、諸外国での採用例もある。また、自己負担上限の引き下げであるため、ニーズの低い世帯に対する「モラルハザード防止」機能は現行制度と同程度には存在する。

現行の自己負担制度の骨格を維持しつつ、過大な自己負担によって生命・生活・尊厳の維持が脅かされることを防ぐために、社会保障や教育の自己負担上限をできるかぎり引き下げることは、有用かつ現実的な政策手段であると考えられる。

ソーシャルワーカーによる「出逢い直し」が「分かち合い」社会を醸成する

中島康晴

ソーシャルワークが目指すべきは、すべての人間の尊厳保障であり、「本人の暮らしたい場所で、本人の希望する暮らし」を支援することにある。政府の打ち出す、「地域包括ケア」や「地域共生社会」は表面的にはそれと符合するが、陰には経済の効率性優先や選別主義の思想、生産性と効率性の向上などが隠されている。法律・制度的に位置づけられた仕事に従事するソーシャルワーカーは、自らが隠された部分から懸念される弊害の加担者とならないよう注意しつつ、現実的対応としてそれに乗らざるを得ない。

新自由主義を背景とする1) 人びとの社会的権利を保障する社会保障を中心とした（雇用・労働・教育・住宅・文化・芸術・自然環境保全・防災などを含む）制度・政策の減退、2) 人びとの互酬性と多様性と信頼の関係の稀釈が、政府に対する信頼の低下へと連なり、痛税感の進捗とともに社会保障制度の財政基盤の確保を困

難にしている。これが人間の尊厳を毀損する、二つの要因だ。

日本では集団や階層の内部では相互理解や相互支援の関係は顕著だが、外部との連携には消極的であり、そのため社会福祉領域では障害者と健常者、高齢者と若年者、子育て中の世帯と介護をしている世帯、貧困層と富裕層などの階層間の連携と相互理解がなされにくい素地がある。「出逢いの不在」と「出逢いの失敗」がその背景にある。これからのソーシャルワーク実践には、それを克服することによる所属集団や階層を超えた連携と相互理解の促進が求められている。こうした社会変革にかかわっていくためにも、地域包括支援センターにとどまらないソーシャルワーカーの配置、常勤配置の強化や自治体などでの福祉職採用枠の拡充・管理職への登用、専門職団体組織の一本化などを進めていくことが必要だ。

おわりに ～弱者を生まない社会をめざして

井手英策

本報告書は、人間の生存と生活を保障するための「ベ

ーシック・サービス」に光をあてながら、すべての人びとが将来不安から解放されるための具体的な手立てについて考えてきた。めざしたのは、生まれた環境の劣悪さ、病気などを理由とした失業、受験や就職の失敗、いかなる不運に直面しても、人びとが安心して生きていける社会の実現だ。こうした不運は、所得の多寡とは無関係にだれにたいしても開かれている。だからこそ、すべての人びとを受益者とする政策を構想した。そのなかでひとつには、現金給付ではなく、必要とする人しか給付を受けないベーシック・サービスに給付の焦点をあわせることで、財政規模の増大に一定の歯止めをかけた。また、いまひとつには 中高所得層を受益者にすることで、低所得層への嫉妬や憎悪を解消し、連帯と共助の社会を実現するための可能性を追求した。

本書で提案している各分野での政策の実現に必要な財源を試算すると、15.9兆円の経費が必要になる。消費税のみで考えると7%程度の増税が必要だ。だが税を「痛み」から「暮らしの会費」に変えることによって、労働者はもちろん、低所得層もふくめた、すべての人びとが安心して生きていく社会を構築することができる。自己責任社会をこれからも続けていくのか。それともベーシック・サービスをつうじた「生活と生存の保障」へと舵を切るか。決断のときである。

《主査・委員》

- 主 査：井手 英策（慶應義塾大学経済学部教授）
 委 員：鷹 咲子（跡見学園女子大学マネジメント学科教授）
 伊集 守直（横浜国立大学経済学部准教授）
 祐成 保志（東京大学文学部・大学院社会学研究室准教授）
 安藤 道人（立教大学経済学部准教授）
 平川 則男（連合総合政策局長）

《執筆委員》

- 中島 康晴（特定非営利活動法人「地域の絆」代表理事、社会福祉法人「地域の空」理事長）

《事務局》

- 杉山 豊治（副所長）
 金沢 紀和子（主任研究員）
 出口 恭子（主任研究員）
 浦野 高宏（主任研究員、主担当）

新元号を目前に歩みを進める研究活動

新しい元号「令和」が公表されました。日本の元号は西暦645年の「大化」から始まったとされ、701年の「大宝」以降は1300年以上にわたって途切れることなく続いているとあります。南北朝時代の並立元号も含めると、新元号は248個目だそうです。いずれにしても、「令和」が穏やかで暮らしやすい時代となることを願いたいものです。

さて、今年も満開を迎えた桜が美しく咲き誇っています。この時期になると、地下鉄から九段下の地上へ出ると多くの花見客で大賑わいとなります。待ち合わせや写真撮影のため、突然立ち止まる人も多く、注意しながら歩かないとけっこう危険です。

九段に比べて、人ごみも穏やかで、桜の下をゆったり散歩できますのでお勧めです。連合総研にお越しの際には、是非お試しください。

さて、連合総研も昨年10月から新年度をスタートし、早くも半年が経ちました。今年度の新規研究テーマについては、DIO2月号において紹介していますが、あらためて、研究委員会の主査が確定した研究を中心に、その後の進捗を含めて紹介します。

2018年度に立ち上げた研究は、全部で9本。昨年度から継続する研究3本と常設の研究2本を含めると、14本の研究が走ることとなります。基本的に、各研究員に主担当として1テーマは研究課題を担っていただくよう運営しています。各研究員、それぞれの研究テーマに沿って、成果物とその効果などのアウトプットを念頭におきつつ研究計画を企画してきています。

紹介する新規研究テーマの一つは、「障がい者の更なる雇用促進と職場定着に向けた課題と方策に関する調査研究」です。職場の障がい者に対して、労働組合はどのような取り組みをしているのか。とりわけ合理的配慮などについても集团的労使関係の枠組みの中で対応できているのかどうか、について調査を行っていきます。主査は、法政大学の眞保智子教授です。

二つ目は、「今後の労働時間法制のあり方を考える調査研究」です。労働時間の裏側にある生活時間に焦点をあてて、総合的労働時間法制の立法提言を目指します。これまでの発想を180度変換するいわゆるコペルニクスの転換が求められる研究となります。主査は、法政大学大学院の毛塚勝

利客員教授です。

三つ目は、「『人生100年時代』長寿社会における新たな生き方・暮らし方に関する調査研究」です。本研究では、様々な先行研究をふまえて、各世代がもっている将来不安・リスクを調査分析し、長寿社会において人々が安心と活力をもった生き方・暮らし方ができるための方策について検討していきます。とりわけ、「働き続けたいと思える社会」・「学び続けたいと思える社会」の実現、長寿社会を支える経済基盤、そのために必要な政策対応とは何か、などについて研究していきます。主査は、学習院大学の今野浩一郎名誉教授です。

四つ目は、「持続可能な発展に向けた事業継承をはじめとする中小企業の発展と労働者の労働条件向上に関する調査研究」です。日本のものづくりを支える中小企業と、そこで働く労働者の持続的な発展に向けて、何が課題となっており、どのような対応が必要なのか、あらためて考えていきます。とりわけ、わが国の企業の多くを占める中小企業の実情を明らかにすることは、等身大の日本の姿を再確認することになると考えられます。等身大の実情とそこに必要となる政策対応はどのようなものかなどについて研究していきます。主査は、嘉悦大学大学院の黒瀬直宏元教授です。

五つ目は、「成果主義・賃金決定の個別化—賃金制度改革と集团的労使関係に関する調査研究」です。本研究では、いわゆる「成果主義」や賃金決定の個別化による新たな賃金制度の広がりを検証し、これらが賃金構造にどのような影響を与えてきたのか、労働組合は、どのように向き合っていくべきのかなどについて検証していきます。主査は、日本生産性本部参与の北浦正行さんです。

それぞれの研究課題について、その成果が労働者や生活者の暮らしの向上に寄与できるよう取り組みを進めていきますので、よろしくお願いたします。

最後に、調査研究を進めるにあたっては、アンケート配布による大量観察や、産業別組織や単組へのヒアリングを通じた実態把握が不可欠となります。多忙の中、無理なお願ひもさせて頂くと思いますが、関係各位の絶大なるご理解とご協力を賜りますようお願いしつつ、桜満開の月の九段南だよりといたします。

最近の書棚から

『三島由紀夫が書かなかった 近江絹糸人権争議』 前近代的経営を倒した歴史的闘争



本田 一成 著
新評論
定価2,400円(税別)

「三島由紀夫が『絹と明察』(講談社1964年)という小説で描いた近江絹糸人権争議は、1954年に発生し、106日間にわたって繰り広げられた日本最大級の労働争議である」から本書ははじまる。近江絹糸人権争議は、当時の全国紙、週刊誌、経済誌、法律誌など、連日争議の動静を伝えるマスコミ報道に、国民が釘付けとなった一大争議である。筆者は、この大争議を題材として書かれた三島由紀夫の『絹と明察』を、争議や労働組合に対する距離を感じざるを得ないと評している。

争議のことを書かなかった三島由紀夫は、「労働者のことを考えなかったのか」と自らに問い、そのことに対して、「経営者の中には、悪辣な労務管理を全く自覚していない人がいる。労使関係を嫌い、主従関係を好むために、労働者が苛まされる。それを指摘されたり、糾弾されても無自覚のまま」と断じ、三島由紀夫の思考について、「(無自覚である)このこと自体が差別であり、労働条件が悪いのではなく人間が

悪い。差別とは何かを深く自覚しない読者のあなたも含まれる」このことを伝えたかったのではと推察している。

そして、こうした三島由紀夫の内面への分析も通じて、あらためて三島由紀夫が書かなかった争議を描くことを決心したと述べている。

さて、本書では、これまでの文献における5つのウィークポイントを挙げ、そのことに留意しつつ執筆したとある。

筆者が留意したというその5つを紹介しておく。本書を読み始めるにあたって参考になるだろう。

(1)近江絹糸争議は、1954年に発生した争議だけに限らず、1957年に勃発し1960年まで続いたもう一つの争議がある。「企業再建闘争」と呼ばれている争議に関しては、なぜかあまり触れられておらず、人権争議のみに比重が置かれてきた。(2)近江絹糸争議は、本社労組の結成が導火線となった多発的争議であるが、多くの文献の焦点は彦根工場に集中しており、他の事業所については、若干目配られている大阪の本社以外は不明である。例外もあるが、争議については経過報告のような記述であり、労働組合論や労使関係論に依拠したコメントが少ない。(3)既存文献は、人権争議自体の多面性に対する視点が弱い。労使が多様な争議戦術を駆使したため、ストライキだけに留まらず、実際にはあたかも労使関係論の教科書のごとき、複数の争議手段が積み重ねられた争議である。(4)近江絹糸労組を支援指導した上部組合の全織同盟については、右派労組としての指導方針や判断への批判があるにせよ、全織同盟自体を正面から取り上げた詳しい分析は少ない。(5)近江絹糸人権争議に当初から潜

んでいて、企業再建闘争において、いわゆる全織派である「本部派」と、全織の「再建派」の対立となって露出した労働運動の左右対立については取り上げられていない。

以上に留意して執筆された本書における各章の構成は、人権争議前史、労組の結成、争議中、人権争議終結、全織同盟、もう一つの企業再建闘争の順に展開されている。

中でも、本書の一番の特徴は、200点を超える膨大な記録写真だろう。文章と相乗効果を醸し出し、当時の状況が、とても鮮やかに伝わってくる。

筆者は、本書について、昭和20年代末と30年代前半の近江絹糸人権争議を、平成の終わりに再構成したものと評している。偶然なことに、この書評を執筆している今日、新しい元号「令和」が公表された。「令和」を目前として、昭和と平成では何が変わったのか。筆者は、労働組合の組織率は35パーセントから17パーセントへ。中卒の集団就職から大卒の「シューカツ」へ。初任給4000円から20万円へ。55歳定年から70歳定年構想へ。繊維工場からショッピングセンター。労働組合を知っていた若者たちからロードクミアイを知らない若者たちへ。と変化を挙げつつ、最後に「働くものが大切にすべきものは、何も変わらないのではないだろうか」と問うている。

本書は、ただの歴史書ではない。時代を超えて、正義とは何か、人間の本性とは何かを読者に問うてくる。

労働組合関係者はもちろんのこと、新入社員やこれから社会に出る若者たちにこそ、ぜひとも読んでほしい一冊である。

繁忙期や短納期受注対応で 中小企業従業員の残業増加

中小企業庁は、3月4日、「長時間労働に繋がる商慣行に関するWEB調査」結果を公表した。中小企業庁がこれまで実施した調査において、長時間労働に繋がる商慣行として「繁忙期対応」と「短納期対応」があることが明らかになっており、今回はその背景にある実態の把握を目的として緊急調査を行った。このアンケート調査は、中小企業7,642社を対象として、2018年12月3日から13日までの期間にWEBにより実施した。回答企業数は2,537社（回答率33.2%）であった。

調査結果によれば、全体平均で、繁忙期が発生している企業の割合は71.1%、短納期受注が発生している企業の割合は60.0%であった。業種別にみると、繁忙期の発生が多いのが、建設業（93.4%）、食品製造業（89.0%）、トラック運送業・倉庫業（87.6%）、短納期受注の発生が多いのが、印刷産業（88.7%）、紙・紙加工品産業（88.2%）などである（図1）。いずれも上位の業種には、建設業、印刷産業、紙・紙加工品産業が入っていることがわかる。

そうした状況が発生する理由（複数回答）をみると、繁忙期については「季節的な要因のため」が50.5%と最も多く、ついで「取引先の繁忙期に対応するため」が43.2%となっている。短納期受注については「取引先からの要望」という理由が80.9%ときわだって多い（図2）。

長時間労働に繋がりうる商慣行や取引上の課題についてたずねた自由回答からも、その実態が浮き彫りになっている。たとえば、「小売業の『売り切れ=損失=メーカーの責任』という考え方が強く、即時対応が常態化」（食品製造業）、「親事業者の働き方改革実施により年末年始に発注が集中したため、三が日も操業した」（印刷産業）

という回答企業の声にみられるように、問題のある受発注方法が常態化している。

また、「取引先の大企業の時短対応のため丸投げが増えた。建設業は工程遅れを下請が取り戻す構造」（建設業）、「取引先の大企業が残業を減らすために、下請の納期が厳しくなっている」（機械製造業）といった納期のしわ寄せの実態も明らかである。

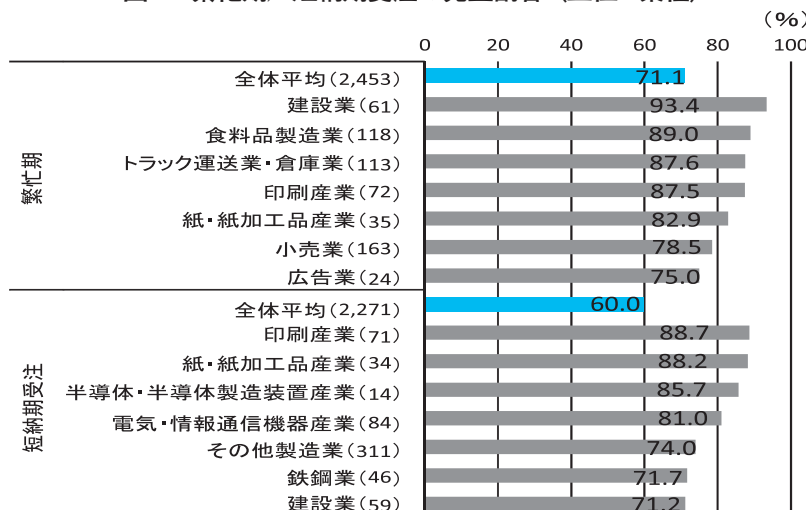
実際に、繁忙期における従業員の平均残業時間が「増加する」と回答した企業は全体平均で81.2%、短納期受注への対応によって従業員の平均残業時間が「増加する」と回答した企業は67.6%であった（図3）。

平均残業時間が「増加する」と回答した企業に対しては、残業時間の程度についてもたずねている。図4は、繁忙期における1カ月の平均残業時間を示している。全体平均でみると、45時間超の割合が44.6%に達している。月45時間というのは2019年4月から改正される時間外労働の上限基準であり、中小企業の場合は1年遅れの2020年4月からの適用となる。

図4で掲げた業種のうち、とくに平均残業時間が長いのが、トラック運送業・倉庫業、建設業、機械製造業である。これらの業種では80時間超の割合が15～20%に達している。

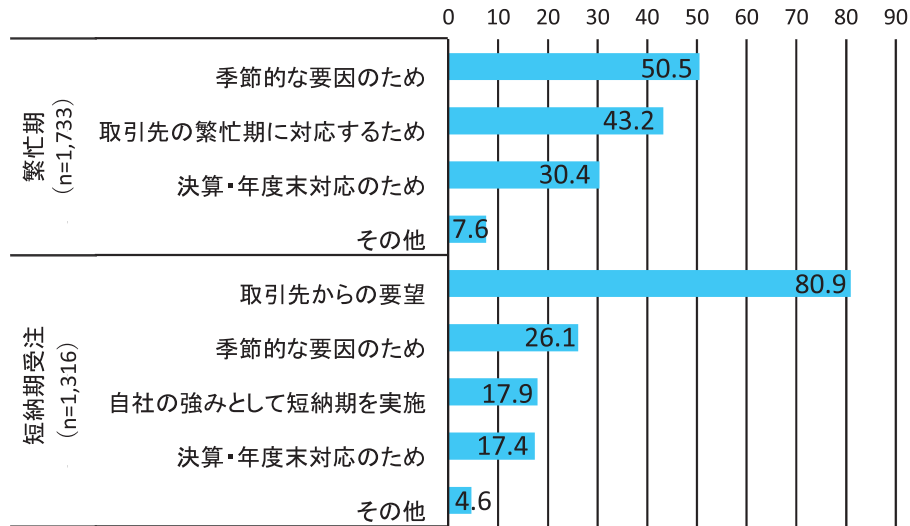
中小企業で働く労働者の長時間労働をなくすためには、下請構造やサプライチェーンにおける労働問題をさらに深く掘り下げていく必要がある。労働組合は自らの企業あるいは企業グループの枠組みを超えて、企業と企業の連関のなかでどのような役割を果たすべきなのか、求められる課題は大きい。

図1 繁忙期／短納期受注の発生割合（上位7業種）



注：カッコ内は回答数。回答数の少ない半導体・半導体製造装置産業については留意が必要。
出所：中小企業庁（2019）「『長時間労働に繋がる商慣行に関するWEB調査』結果概要」より作成。

図2 繁忙期／短納期受注の発生理由（複数回答） (%)

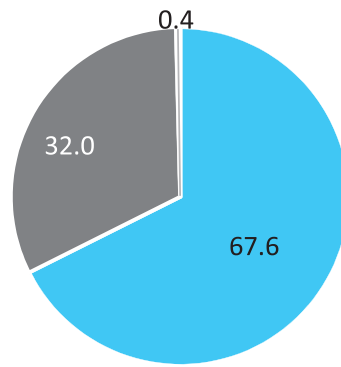
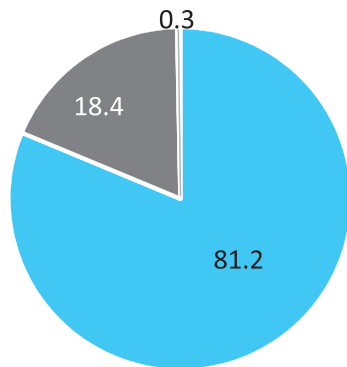


出所：図1に同じ。

図3 繁忙期／短納期対応における従業員の平均残業時間の増減

繁忙期 (n=1,735)

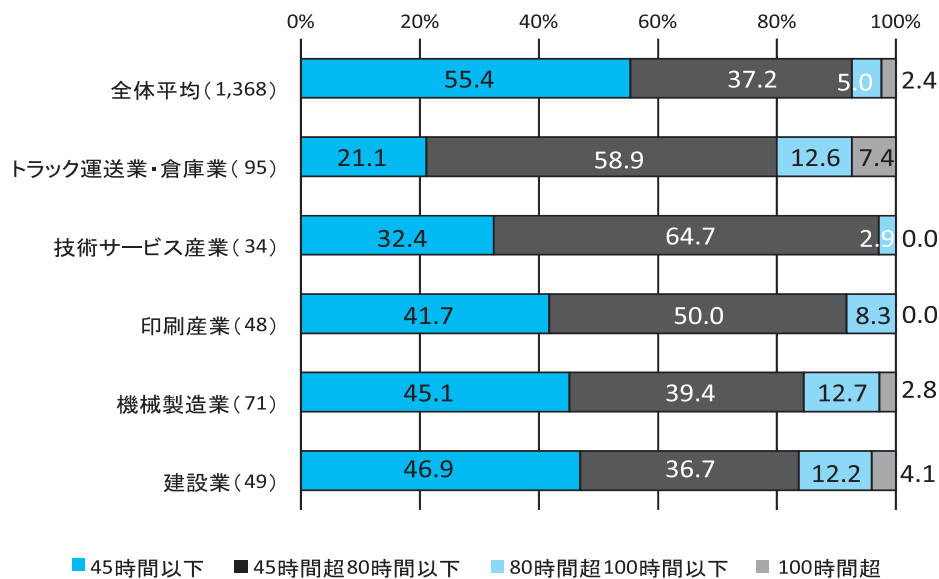
短納期受注 (n=1,324)



■ 増加する ■ 変わらない ■ 減少する

出所：図1に同じ。

図4 繁忙期における1ヵ月の平均残業時間（45時間超の割合が高い業種）



注：素形材産業は45時間超の割合が高い業種だが、回答数が極端に少ないため省略した。
出所：図1に同じ。

INFORMATION

【2月の主な行事】

- 2月6日 所内・研究部門会議
13日 企画会議
14日 連合総研オープンセミナー (ゼンセン会館)
15日 キャリア形成への労働者及び職場組織の関与のあり方に関する調査研究委員会 (主査:佐藤 厚 法政大学教授)
連合総研シンポジウム「弱者を生まない社会へ～ベーシック・サービスの実現をめざして～」(連合会館)
20日 所内・研究部門会議

発行人/藤本 一郎
発行日/2019年4月1日
発行/公益財団法人連合総合生活開発研究所
〒102-0074
東京都千代田区九段南 2-3-14
靖国九段南ビル5階
TEL 03-5210-0851
FAX 03-5210-0852

印刷・製本/株式会社コンポーズ・ユニ
〒108-0073
東京都港区三田 1-10-3
電機連合会館 2階
TEL 03-3456-1541
FAX 03-3798-3303

editor

かつて「DIO No.289」(2014年1月号)で「古典から現代の労働問題を読み解く」と題して、海外の古典から現代の労働問題について考える特集を企画したことがあります。そこでとりあげたのは、ロバート・オウエン『オウエン自叙伝』、シドニー&ベアトリス・ウェッブ『産業民主制論』、アドルフ・シュトゥルムタール『ヨーロッパ労働運動の悲劇』です。

たとえば、労働組合の団体交渉制度やミナモト規制をいかに機能させるか、労働組合はいかに政治に関与すべきかなど、これらの古典は現代の労働組合や労働運動にもつながる重要な課題を提起しています。

ぜひこの号もあわせてお読みください。現代の課題がより鮮明になると思います。

(大熊猫)